

新 法 人 に つ い て

－ 公立大学法人大阪府立大学と公立大学法人大阪市立大学の統合に関する計画－

(案)

2017年8月

大阪府府民文化部
大阪市経済戦略局

目次

はじめに	3
1. 法人統合の基本的考え方	4
2. 統合法人（新法人）の概要	5
3. 府市共同による大学運営（イメージ）	6
4. 新法人の組織・運営体制	8
5. 新法人の財政運営	11
6. 法人統合に伴うコストと期待される効果	12
7. スケジュール（予定）	13
（参考資料）	15

※本資料の位置づけ

- ・両大学による「新・公立大学」大阪モデル（基本構想）（**2015(平成27)年2月**）を公表
 - ・大学統合関連議案（中期目標変更）可決
【府議会(**2015(平成27)年12月**)、市議会(**2016(平成28)年1月**)】
⇒新大学の実現に向け、検討・準備を進めることとなった
 - ・第**3**回副首都推進本部会議（**2016(平成28)年4月**）において、まはは両大学を運営する公立大学法人の統合を行い、その後に大学統合を進めるという方向性を軸に検討を進めることになった
 - ・このため、新たな法人の設立・運営に向けて必要な事項等について、両公立大学法人の意見も聞きながら、取りまとめたもの
- ⇒法人統合案について検討を進め、国とも協議を行い、第**10**回副首都推進本部会議で報告
- その後、**2019(平成31)年4月**の法人統合に向けて、本年**9月**議会に法人統合関連議案を提出予定

1. 法人統合の基本的考え方

法人統合の基本的考え方

- 法人運営の一元化による効果を発揮し、新大学への移行をより円滑に進めるため、まず法人統合を実現し、その後大学統合をめざす。

1 法人統合の趣旨

- (1) 公立大学としての役割と責任を果たしていくため、ガバナンスの強化を図り、選択と集中の視点から構造的な改革及び資源の効果的な活用を行えるよう、経営を一体化する
- (2) 法人統合後、一元化された新理事長のもとで、大学統合を目指す

2 法人統合の手法

新設合併（地方独立行政法人法第112条）

- * 「公立大学法人大阪」を新たに設立し、現在の「公立大学法人大阪府立大学」及び「公立大学法人大阪市立大学」の権利義務の全部を承継させる

3 法人統合の時期

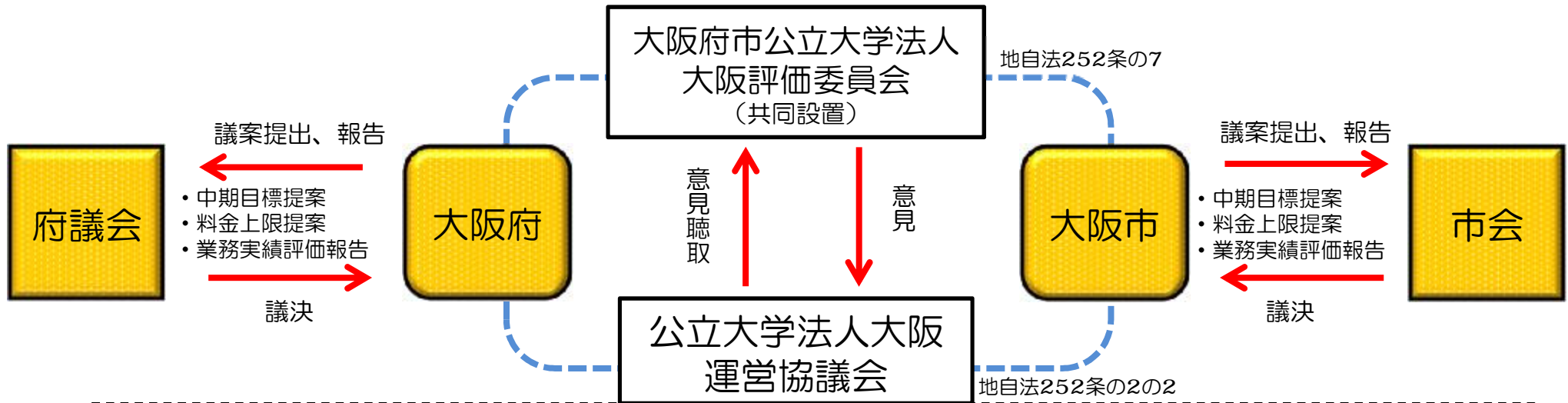
2019年(平成31年)4月から、新法人による業務をスタート

- (* 法人統合後、2022年(平成34年)4月の大学統合を目指し、検討を推進)

2. 統合法人（新法人）の概要

項 目		内 容	備 考
「 定 款 」 記 載 事 項 （ 主 要 な も の ）	目 的 (第1条)	<input type="checkbox"/> 豊かな人間性と高い知性を備え応用力や実践力に富む優れた人材の育成と真理の探究を使命とし、広い分野の総合的な知識と高度な専門的学術を教授研究するとともに、都市を学問創造の場と捉え、社会の諸問題について英知を結集し、併せて地域・産業界との連携のもと高度な研究を推進し、その成果を社会へ還元することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与するため、地方独立行政法人法に基づき、大学及び高等専門学校を設置し、及び管理する	
	名 称 (第2条)	<input type="checkbox"/> 公立大学法人大阪	
	設置大学等 (第3条)	<input type="checkbox"/> 大阪府立大学、大阪市立大学、大阪府立大学工業高等専門学校	
	設立団体 (第4条)	<input type="checkbox"/> 大阪府及び大阪市	
	事務所所在地 (第5条)	<input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地：大阪市 ※設立団体との連携や設置された大学の各キャンパスへのアクセスなどを考慮し、法人本部を大阪市に設置 各大学本部や病院運営本部、高専事務局と適切な役割分担・連携	⇒4「新法人の組織・運営体制」
	役 員 (第8条)	<input type="checkbox"/> 理事長1人、副理事長（学長）2人、理事7人以内及び監事2人以内 ※現在の役員定数 府立大学：理事長1人、理事6人以内、監事2人以内 市立大学：理事長1人、副理事長1人、理事5人以内、監事2人以内	⇒4「新法人の組織・運営体制」
設立方式	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人法第112条に基づく「新設合併」方式 ※対等性及び教職員等のモチベーション向上等を考慮		
設立団体の協議体制	<input type="checkbox"/> 地方自治法第252条の2の2に基づく、運営協議会方式 ※設立団体が府・市となるため、協議会を設置し、設立団体の事務について連絡調整及び共同で管理執行	⇒3「府市共同による大学運営（イメージ）」	
予算・運営費交付金 (平成29年度ベース)	<input type="checkbox"/> 予算：784億1400万円 <input type="checkbox"/> 運営費交付金：244億6300万円 ※予算 府立大学（高専含む）：208億3400万円、市立大学：575億8000万円 ※運営費交付金 府立大学（高専含む）：108億4300万円、市立大学：136億2000万円	⇒5「財政運営について」	
人員計画 (平成29年度ベース)	<input type="checkbox"/> 3,073名（うち教員1,419名、職員1,654名）*現法人の教職員は、新法人に承継する ※府立大学880名（うち教員700名、職員180名、高専含む）、市立大学2,193名（うち教員719名、職員1,474名）	⇒4「新法人の組織・運営体制」 5	

3. 府市共同による大学運営（イメージ）



○大学運営に係る重要事項を協議・決定

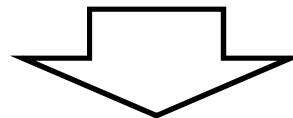
- ・定款の変更
- ・理事長・監事の任命
- ・料金の上限の認可
- ・中期目標の策定・指示
- ・中期計画の認可
- ・会計監査人の選任
- ・運営費交付金等の予算策定、交付 等

○大学代表者との協議

- 大学経営・運営に対する指示・指導・監督

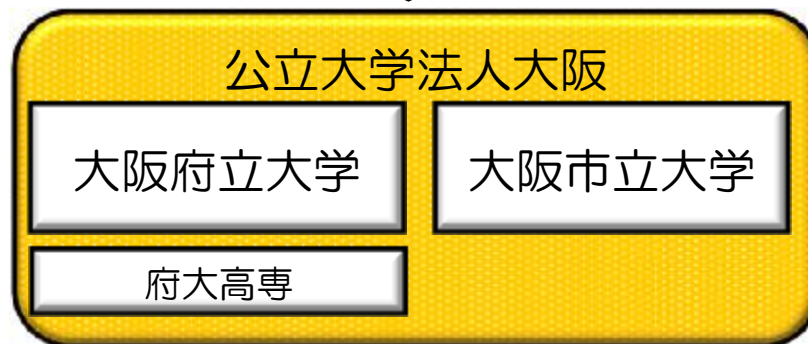
※構成員

- ・知事、市長、関係部局長 等



法人運営体制

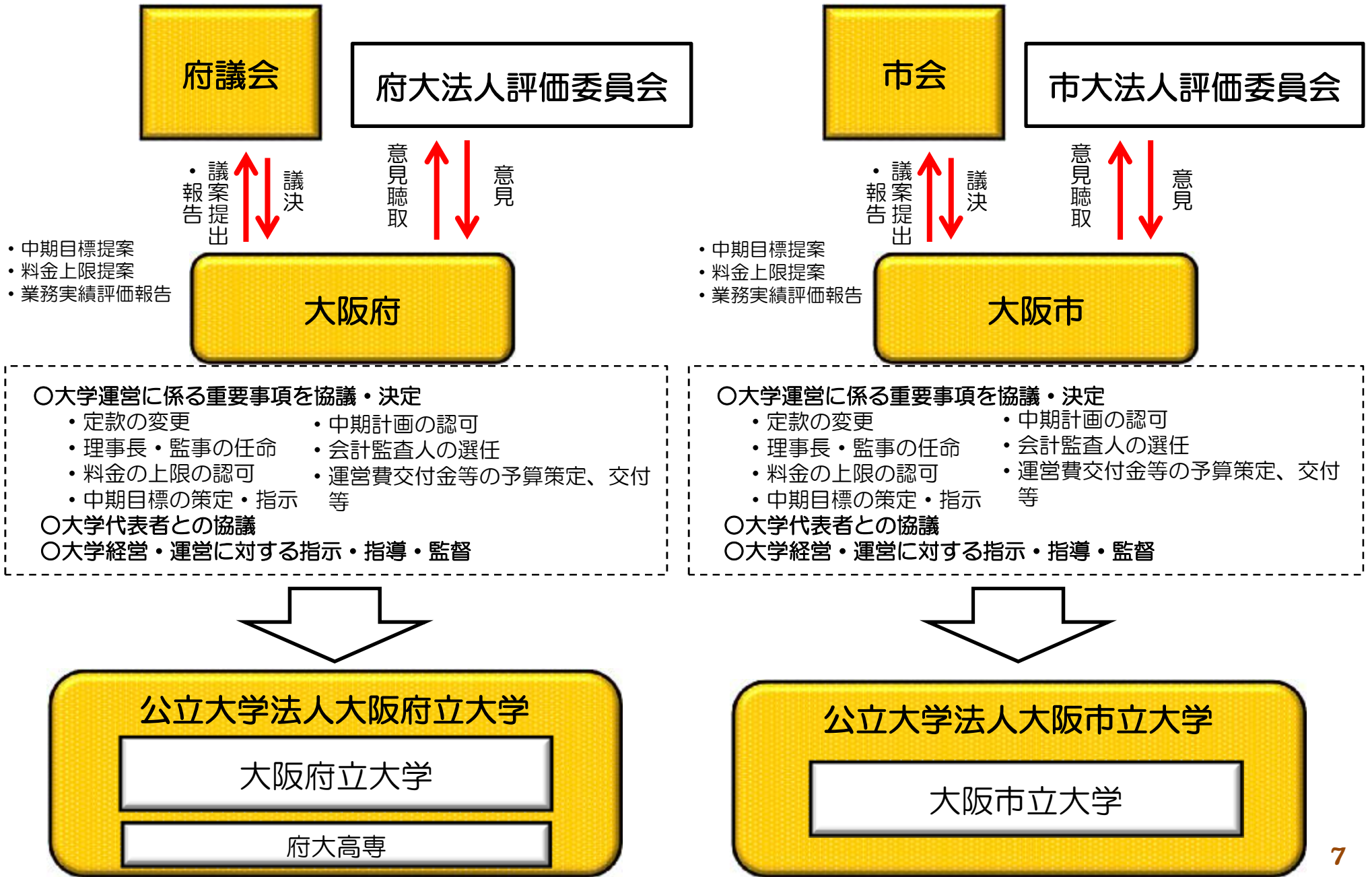
- ・理事長、副理事長、理事、監事
- ・経営審議会
- ・学長選考会議
- ・法人本部事務組織



大学運営体制

- ・学長、副学長、学長補佐
- ・教育研究審議会
- ・教育組織（大学院、学士課程）
- ・教員組織（研究院）
- ・人事委員会
- ・大学本部事務組織

《参考》これまでの府市による大学運営



4. 新法人の組織・運営体制

役員体制の基本的な考え方

■ 理事長と学長を分離

→理事長：法人経営に対してマネジメント力を発揮

学 長：教育研究の推進に対してリーダーシップを発揮

■ 役員は、学外人材を積極的に登用し、透明性を確保。民間的発想やノウハウを積極的に取り入れ、法人運営に反映

役員体制

<役員任命・任期・定数等>

	任命	任期	定数	備考
理事長	設立団体の長	4年	1名	法人理事長と大学学長を分離 (←現在は理事長が大学学長となる)
副理事長	理事長	2年以上6年以内	2名	府立大学学長、市立大学学長が副理事長となる 学長は学長選考会議の選考に基づき任命
理事	理事長	2年	7名以内	1/3以上は法人の役員又は職員以外の者から任命
監事	設立団体の長	4年以内(*)	2名以内	*最終の事業年度の財務諸表の承認日まで

※理事（7名）の役割分担【例】

- ・理事A：総務企画担当
- ・理事B：財務・会計担当
- ・理事C：教育・学生・高専担当
- ・理事D：研究・国際・地域貢献担当
- ・理事E：広報・渉外・産学連携担当
- ・理事F：病院経営担当
- ・理事G：新大学設置準備・シンクタンク機能担当

－ 新法人の意思決定体制（イメージ図）－

役員会

● 法人運営の重要事項に関する審議・議決

【審議・議決事項】

- ・中期目標に係る意見、中期計画・年度計画に関する事項
- ・法の規定による設立団体の長の認可・承認に関する事項
- ・予算の作成・執行、決算に関する事項
- ・重要な組織の設置・廃止に関する事項 など

【構成員】

理事長、副理事長、理事、監事 * 監事は議決権は無し

監事

- ・法人業務の監査
- ・役員会に対して意見

経営審議会

● 法人の経営に関する重要事項の審議

【審議事項】

- ・中期目標に係る意見、中期計画・年度計画に関する事項(法人経営に関するもの)
- ・知事・市長の認可・承認に関する事項(法人経営に関するもの)
- ・学則、会計規程等経営に係る重要な規程の制定・改廃
- ・予算の作成・執行、決算に関する事項
- ・組織・運営の状況について自ら行う点検・評価に関する事項など

【構成員】

理事長、副理事長、理事長が指名する理事
大学に関する有識者（法人の役員・職員以外の者）

教育研究審議会 * 大学毎に設置

● 大学の教育研究に関する重要事項を審議

【審議事項】

- ・中期目標に係る意見、中期計画・年度計画に関する事項(教育研究に関するもの)
- ・知事・市長の認可・承認に関する事項(教育研究に関するもの)
- ・学則等、教育研究に係る重要な規程の制定・改廃
- ・教員の人事に関する方針・基準に関する事項
- ・教育課程の編成に関する方針に関する事項 など

【構成員】

学長、副学長、学長が指名する理事、
教育研究上重要な組織の長、学長が指名する職員
大学の教育研究に関する有識者（法人の役員・職員以外の者）

－新法人の事務組織（イメージ）－

事務組織の基本的な考え方

- 法人運営を担う法人本部事務組織、大学の運営や教育研究などを担う大学本部事務組織を置くとともに、市大本部の中に医学部附属病院の運営を担う病院運営本部事務組織を置く。また、高専の運営を担う「高専事務局」を置く。
- 法人本部事務組織には、理事長のガバナンスのもと、大学統合を推進するため、総務運営部門や企画部門などを設置し、各大学本部事務組織と効果的な役割分担・連携を図る
- 法人統合により、両大学の職員のスキルと経験、ポテンシャルを最大限活用するという観点から、法人及び両大学等に適材適所に配置 ⇒事務組織の活性化と全体の事務力のアップを図り、教育研究サポート体制等を強化
- 業務の簡素化・効率化を図るため、積極的なアウトソーシングとICT化を推進

法人本部事務組織

法人企画部門

(総合企画、経営戦略、中期計画、システム、
キャンパス計画、シンクタンク機能)

法人管理運営部門

(総務、人事、財務、契約、施設管理)
* 役員会、経営審議会、監査部門含む

各大学本部事務組織

大学管理・企画部門

(総務、広報、教育研究戦略)

教育研究支援部門 * 教育研究審議会含む

(教務、入試、学生支援、研究支援、学術情報、
国際交流、地域貢献)

病院運営本部

高専事務局

5. 新法人の財政運営

財政支援の基本的な考え方 – 支援水準 –

- 運営費交付金等については、現状の水準は維持しながら、自己収入の確保と経費の抑制の取組を継続させることなどにより、適正な支援を行う。
- さらなる投資については、リターン・メリットが具体的に示せるものについて判断を行う。

<財政的支援の種別>

運営費交付金…地独法（第42条－財源措置）に基づく法人運営のための設立団体からの交付金

施設整備費補助金…老朽化した施設の改修並びに耐震化に向けた改修経費に対する補助金

貸付金…地独法（第41条－借入金等）に基づく附属病院への医療機器更新並びに施設整備に対する設立団体からの貸付金

財政支援の基本的な考え方 – 府市の負担割合 –

府市の負担に関する基本的な考え方

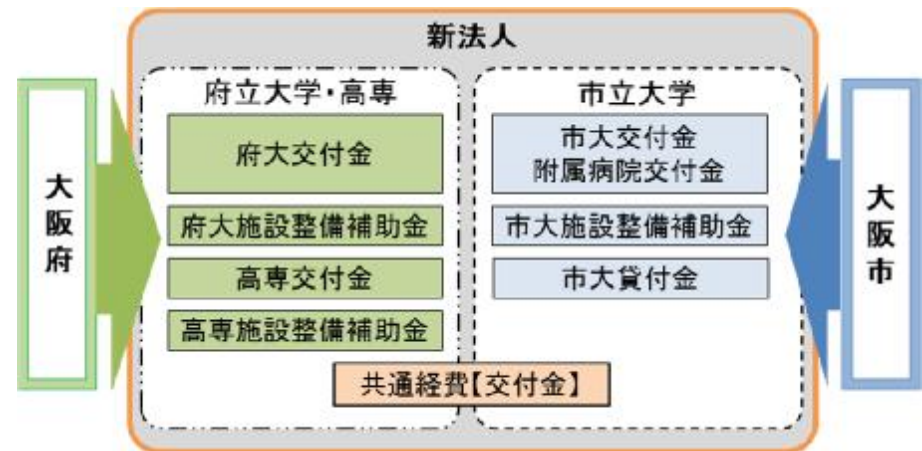
（相互負担と財政基盤となる運営費交付金の予算確保）

- 理事長のリーダーシップのもと、統合後の新法人として経営の一元化をはかり、戦略的かつ効率的・効果的な財政運営を図っていく。

そのための財政基盤となる運営費交付金については、大阪府と大阪市が相互に責任をもって予算措置する。

<大学統合までの時限的な負担割合>

- ア. 大阪府は統合後の大阪府立大学及び大阪府立高等専門学校の運営に要する経費を負担し、大阪市は統合後の大阪市立大学の運営に要する経費を負担する。
- イ. 法人の共通経費にかかる運営費交付金については、その内容に応じ、府市で均等又は応分の負担割合とする。



6. 法人統合に伴うコストと期待される効果

法人統合に伴うコスト

- 教員数1,419人、職員数1,654人、学生数16,770人（※いずれも高専を含む）の規模の法人統合を行うことから、システム開発・改修経費や準備作業に係る経費など、一時的な投資経費が必要となる

※ 大学統合においても、システム開発費（教務学生システムなど）、キャンパス整備や新領域などへの戦略投資経費などが必要となってくる

法人統合で期待される効果

- **法人統合により両大学の経営面の一元化と教学面の連携をさらに強化し、新大学への移行をより円滑に推進**
 - ・新大学が公立大学として強化・充実する「都市シンクタンク」機能や「技術インキュベーション」機能の窓口を一本化する。
 - ・新たな機能、教育研究組織（学部・学域再編等）、キャンパス再編などについて、新法人において、大学間の意見調整を図りながら、より具体的に検討を進める
- **法人役員数の削減、法人共通部門の集約化を図ることで、経費の抑制や業務の簡素化・効率化を推進**
 - ・理事長と学長を分離した上で、それぞれの役割を担う適切な役員を設ける
 - ・法人運営を担う法人本部事務組織と、大学の運営や教育研究などを担う大学本部事務組織を置き、役割を整理することで共通部門の集約化等を図る
- **両法人の職員のスキル等を最大限に活用し、事務組織の活性と事務力のアップを図ることにより、大学等の教育研究を支える事務体制を充実**
 - ・職員のスキルと経験、ポテンシャルを最大限活用するという観点から、法人及び両大学等に適材適所に配置し、事務組織の活性化と全体の事務力のアップを図り、教育研究サポート体制等を強化

※ 大学統合により、基幹教育の充実、キャンパスの再編、新領域などへの戦略投資を進めることで次のような効果が期待される

- ・ 世界大学ランキングの向上
- ・ 将来を担う有為な人材を教育し輩出
- ・ 外部資金獲得による研究力の向上
- ・ 大学運営、教学組織改革による教育力、研究力の向上

7. スケジュール（予定）

●法人統合

- <2017(平成29)年> ■ 8月 新設合併協議（新法人の定款等）について、評価委員会に意見聴取
■ 9月 法人統合関連議案（新法人の定款等）について、府議会及び市会に提案
⇒府議会及び市会の議決後、消滅法人に関して債権者保護手続き
- <2018(平成30)年> ■ 5月 総務省・文部科学省へ認可申請
- <2019(平成31)年> ■ 4月 **法人統合（*新法人の業務開始）**

※ 参考（大学統合）

- <2020(平成32)年> ■ 2月 大学統合関連議案（中期目標変更等(新大学設置)）について、府議会及び市会に提案
■ 10月 新大学設置認可申請
- <2021(平成33)年> ■ 9月 大学統合関連議案（定款変更）について、府議会及び市会に提案
■ 10月 定款変更認可申請
- <2022(平成34)年> ■ 4月 **大学統合（*新大学スタート）**

（参考）地方独立行政法人法（「新設合併」抜粋）

（新設合併）

第一百十二条 設立団体が設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との新設をしようとする場合には、新設合併に係る地方独立行政法人の設立団体は、協議により次に掲げる事項を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 一 新設合併により消滅する地方独立行政法人（「新設合併消滅法人」）の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 新設合併により設立する地方独立行政法人（「新設合併設立法人」）の定款
- 2 前項の場合においては、関係設立団体の長は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の協議については、関係設立団体の議会の議決を経なければならない。

（新設合併消滅法人の債権者の異議）

第一百十四条 第一百十二条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、新設合併消滅法人は、総務省令で定めるところにより、新設合併に関する書類を作成し、かつ、当該新設合併消滅法人の債権者の閲覧に供するため、新設合併設立法人の成立の日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

(参考資料)

参考資料1. 府立大学・市立大学の概要

	大阪府立大学	大阪市立大学
概 要	<p><学域・研究科> 4学域・7研究科 現代システム科学域、工学域、生命環境科学域、地域保健学域 工学研究科、生命環境科学研究科、理学系研究科、経済学研究科、人間社会システム科学研究科、看護学研究科、総合リハビリテーション学研究科</p> <p><キャンパス> 敷地面積：528,357㎡、施設延床面積：259,504㎡ 中百舌鳥、羽曳野、りんくう、なんばサテライト</p> <p><学生数> 7,710人 (学域・学部：5,833人 大学院：1,877人) ※平成29年5月1日現在</p> <p><教員数> 631人 ※平成29年5月1日現在</p>	<p><学部・研究科> 8学部・10研究科 商学部、経済学部、法学部、文学部、理学部、工学部、医学部、生活科学部 経営学研究科、経済学研究科、法学研究科、文学研究科、理学研究科、工学研究科、医学研究科、看護学研究科、生活科学研究科、創造都市研究科</p> <p><キャンパス> 敷地面積：539,204㎡、施設延床面積：260,515㎡ 杉本、阿倍野、梅田サテライト</p> <p><学生数> 8,211人 (学部：6,590人 大学院：1,621人) ※平成29年5月1日現在</p> <p><教員数> 719人 ※平成29年5月1日現在</p>
沿 革	<p>明治16年 大阪獣医学講習所設置 昭和24年 浪速大学設置、大阪女子大学設置 昭和30年 浪速大学を大阪府立大学に名称変更 平成6年 大阪府立看護大学設置 平成17年 府立3大学を統合し公立大学法人化 平成23年 府立高専を法人に移管 平成24年 7学部制から4学域制に移行</p>	<p>明治13年 大阪商業講習所設置 明治22年 市立大阪商業学校設置 明治34年 市立大阪高等商業学校に昇格 昭和3年 大阪商科大学設置 昭和24年 大阪商科大学と二つの専門学校を大阪市立大学に統合 昭和30年 新制大阪市立医科大学を医学部として編入 平成18年 公立大学法人化</p>
理 念	高度研究型大学 ―世界に翔く地域の信頼拠点―	大学の普遍的使命―優れた人材の育成と真理の探究―の達成

参考資料2. 統合の取組経過

<p>2012年 5月 (平成24年)</p>	<p>外部有識者による「新大学構想会議」の設置決定（府市統合本部） ・大阪における公立大学の将来ビジョンをとりまとめるため、府市で共同設置</p>
<p>2013年 1月 (平成25年)</p>	<p>新大学構想会議から府市に「新大学構想〈提言〉」を提出 ・両大学の現状と課題、統合後の新大学の姿、運営体制等を提言</p>
<p>9月</p> <p>10月</p> <p>11月</p>	<p>新大学構想会議の提言を踏まえ、府市で「新大学ビジョン」を策定 ・新大学のあり方とその骨格などを示す ・新大学ビジョン（案）の公表（4月）後、パブリックコメント（5～7月）を経て策定</p> <p>府市及び両大学で「新大学案（平成25年10月版）」を策定 ・文部科学省への設置認可申請に向け、必要な基本事項等を示す</p> <p>大阪市会で統合関連議案（中期目標変更等）否決、府は議案提出を見送り</p>
<p>2014年 4月 (平成26年)</p> <p>10月</p>	<p>府市において統合スケジュールの延期等を決定 ・当初の統合スケジュール（H27法人統合・H28大学統合）は延期 ・両大学で主体的に、大阪における公立大学のあり方の検討を行う</p> <p>両大学が「『新・公立大学』大阪モデル（基本的な考え方）」を公表</p>
<p>2015年 2月 (平成27年)</p>	<p>両大学が「『新・公立大学』大阪モデル（基本構想）」を公表 ・地域から世界を展望する視点を重視した国際通用性のある教育研究を推進し、「世界に展開する高度研究型大学」を目指す *理 念 …大阪の発展を牽引する「知の拠点」 *教 育 …大阪を牽引するグローバル人材の育成 *研 究 …先端研究・異分野融合研究に重点的に取り組む *地 域 貢 献 …大阪の課題に積極的に取り組む</p>
<p>12月</p>	<p>大阪府議会で統合関連議案（中期目標変更）可決</p>
<p>2016年 1月 (平成28年)</p>	<p>大阪市会で統合関連議案（中期目標変更）可決</p>

参考資料3. 府議会及び市会の附帯決議

	大阪府立大学	大阪市立大学
中期目標 (変更箇所)	<p>VI-4 大阪市立大学との統合による新大学実現へ向けた取組の推進</p> <p>世界的な大学間競争を勝ち抜き、より強い大阪を実現するための知的インフラ拠点として存在感を高めるため、大阪府立大学と大阪市立大学で取りまとめた「新・公立大学」大阪モデル（基本構想）を踏まえ、世界に展開する高度な研究型の公立大学を目指し、大阪府、大阪市及び公立大学法人大阪府立大学と緊密に連携を図りながら、次期中期目標期間中における大阪市立大学との統合による新大学の実現に向け、準備を進める。</p>	<p>第6-5 大阪府立大学との統合による新大学実現へ向けた取組の推進</p> <p>世界的な大学間競争を勝ち抜き、より強い大阪を実現するための知的インフラ拠点として存在感を高めるため、大阪府立大学と大阪市立大学で取りまとめた「新・公立大学」大阪モデル（基本構想）を踏まえ、世界に展開する高度な研究型の公立大学を目指し、大阪府、大阪市及び公立大学法人大阪府立大学と緊密に連携を図りながら、次期中期目標期間中における大阪府立大学との統合による新大学の実現に向け、準備を進める。</p> <p>※ 前文も一部修正</p>
議決状況	平成27年12月22日可決（大阪府議会）	平成28年1月15日可決（大阪市会）
議会の 附帯決議	<p>平成27年9月定例会に提出の第58号議案「公立大学法人大阪府立大学に係る中期目標の一部を変更する件」については、府立大学の学生や受験生にとって、大きな影響があるばかりでなく、これまで有為の人材を多数輩出し、教育研究に大きな役割を果たしてきた府立大学の今後を大きく左右する重要な判断に繋がるものであり、拙速に結論を求めるような進め方はあってはならない。</p> <p>このため、知事及び執行機関は、統合に向けた具体的な検討を進めるに当たって、次の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人の設置形態、統合の進め方やスケジュール、統合後の基本的事項など、慎重に検討すべき多くの課題について、結論ありきで検討を急ぐのではなく、府立大学がこれまで進めてきた活動をさらに発展させていく方向を基本として、関係者の様々な意見を柔軟に取り入れること。 2. 今後、重要な方針を定める際には、事前に府市と両大学の協議状況を府市の議会に丁寧に説明し、議会の意見を十分踏まえること。 	<p>公立大学法人大阪市立大学に係る中期目標の一部変更については、市立大学の学生、保護者や卒業生にとって、大きな影響があるばかりでなく、これまで有為な人材を多数輩出し、教育研究に大きな役割を果たしてきた市立大学の今後を大きく左右する重要な判断に繋がるものである。実現される新大学においてはプレゼンスが向上されなければ統合の意義はなく、結論のみを求めるような進め方はあってはならない。</p> <p>このため、具体的な検討を進めるにあたって、次の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人の設立形態、大学の設置形態、統合の進め方やスケジュール、統合後の基本的事項など、慎重に検討すべき多くの課題について、結論ありきで検討を急ぐのではなく、市立大学がこれまで進めてきた活動をさらに発展させていく方向を基本として、一から幅広く議論し、関係者の様々な意見を柔軟に取り入れること。 2. 今後、重要な方針を定める際には、事前に府市と両大学の協議状況を議会に丁寧に説明し、議会の意見を十分踏まえること。 3. これまで市立大学が培ってきた高いブランド力を継承・発展させるために、グローバル人材の育成など国際力の強化や、人工光合成研究などの研究力の強化を図ること。

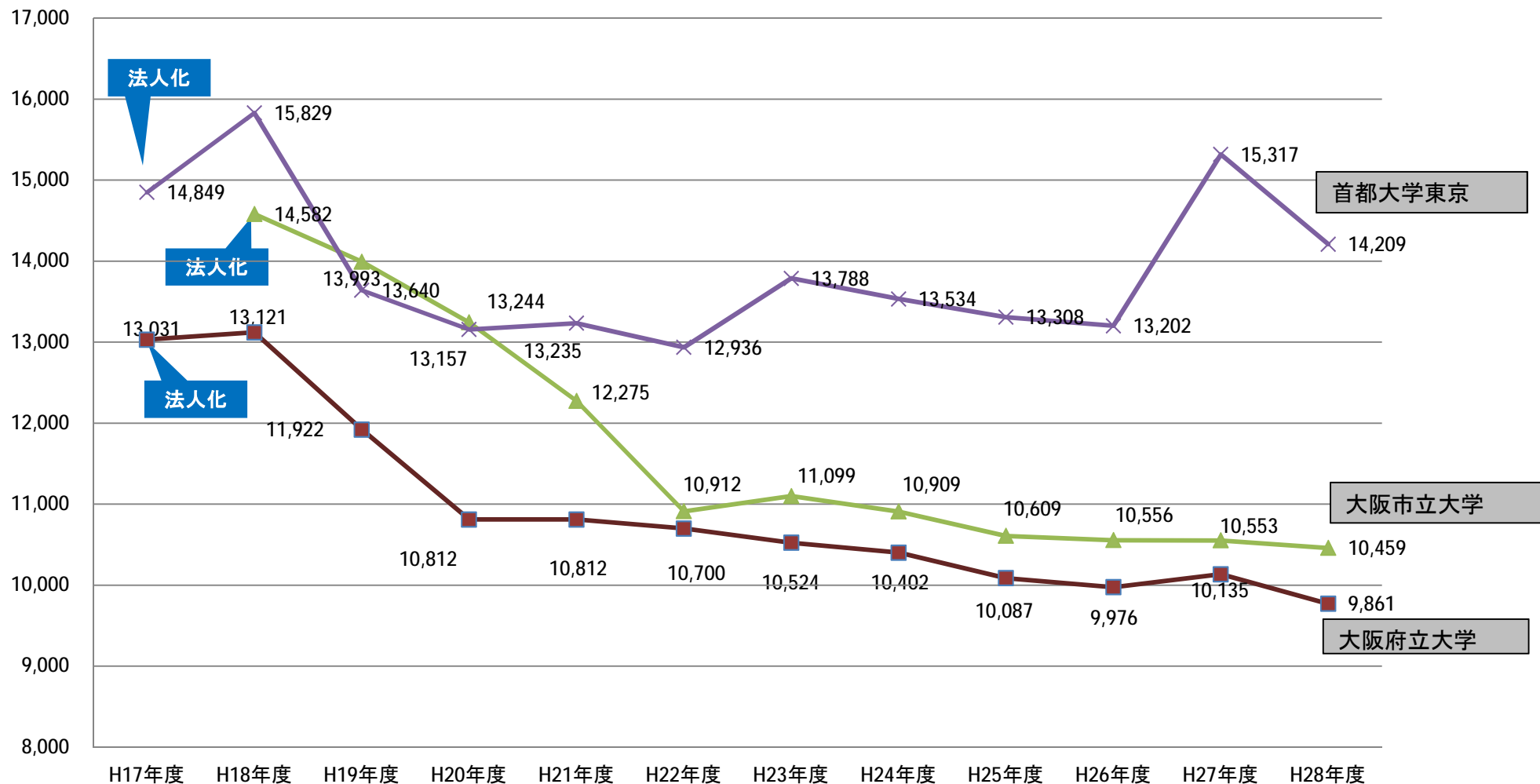
参考資料4. 設立団体から両法人への出資等の状況（H27年度末）

設立団体	府市の財産 (出資・長期貸付)	府市の債務 (債務負担行為の残高)	府市の既発債残高
大阪府 ↓ 府大法人	府出資金： 736億円 (土地・建物等) 主なキャンパス 中百舌鳥・羽曳野・りんくう	府施設整備費補助： 243億円 (建物耐震化工事等)	未償還残高： 234億円
大阪市 ↓ 市大法人	市出資金： 1,023億円 (土地・建物等) 市貸付金： 35億円 (病院事業貸付金) 主なキャンパス 杉本・阿倍野	市施設整備費補助： 80億円 (建物老朽改修工事等)	未償還残高： 308億円
府市合計	府市出資金計： 1,759億円 市貸付金： 35億円	府市施設整備費補助： 323億円	未償還残高： 542億円

参考資料5. 設立団体から両法人への運営費交付金の状況

(1) 運営費交付金の推移（法人化以降）

単位(百万円)

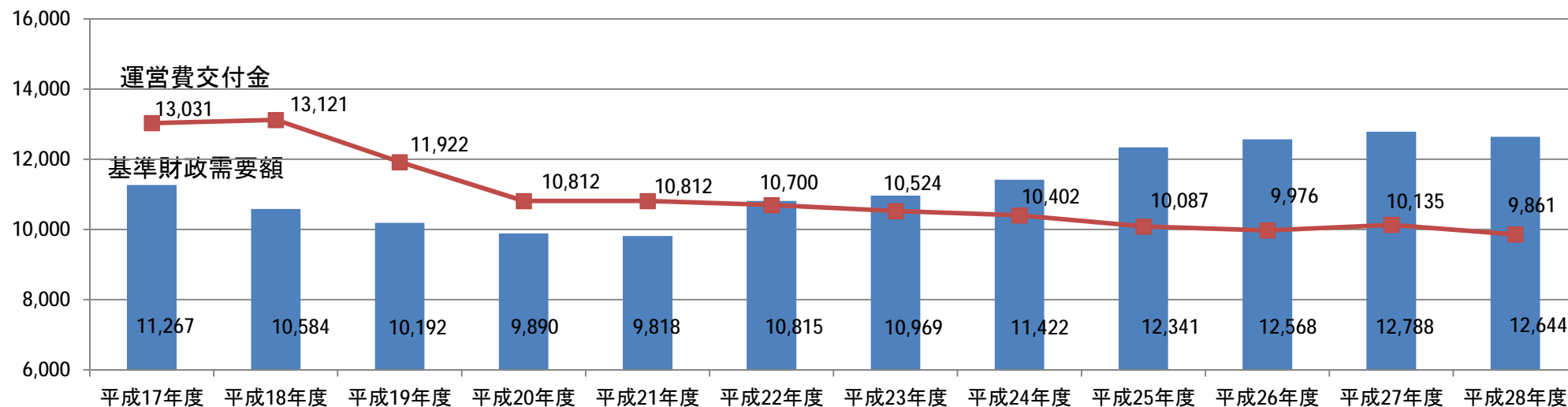


※府立大学、市立大学は各年度の当初予算額。府立大学は高等専門学校分、市立大学は医学部附属病院分を含まず。
 ※首都大学東京は、高専、産業技術大学院大学を含まず。（産業技術大学院大学はH18.4開校、高専はH20.4開校）

(2) 運営費交付金と基準財政需要額の比較（大学分）

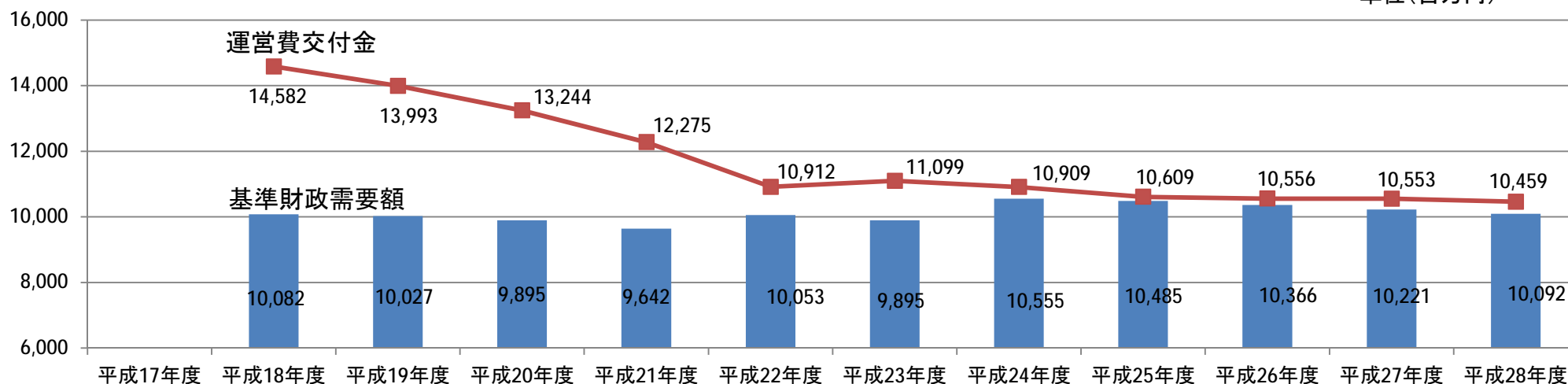
【大阪府立大学】

単位(百万円)



【大阪市立大学】

単位(百万円)



(注1) 基準財政需要額：公立大学の運営に要する経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入されており、一定の基準に基づき算出された学生1人あたりに要する経費（単位費用）に公立大学の在 student 数を乗じて算定される。

(注2) 両大学とも、運営費交付金は当初予算額。府立大学は高等専門学校分、市立大学は医学部附属病院分を含まず。

(注3) 運営費交付金の他、設立団体からの財政的支援として、府立大学には施設整備費補助金が、市立大学には施設整備費補助金と大阪市からの長期借入金がある。

(3) 学生1人あたりの交付金

※ 設立団体による運営費交付金等の措置状況（H29年度当初予算ベース）

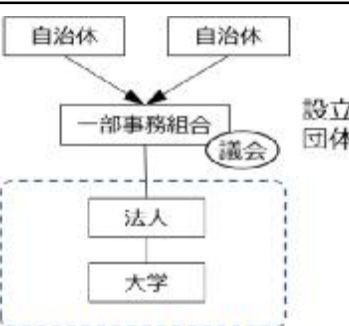
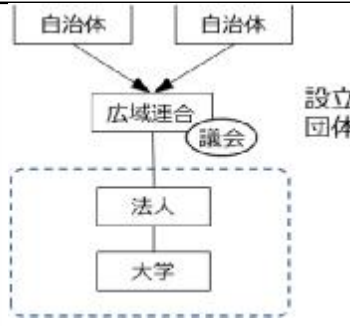
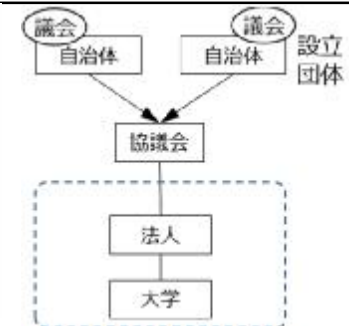
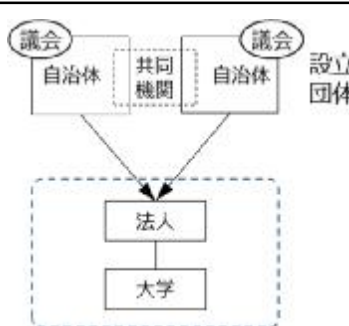
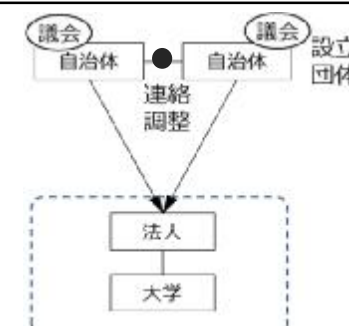
（人・百万円）

（千円・人）

	大 学					附属病院		高等専門学校		合 計	学生1人当 たり交付金 (C/A)	学生1人当 たり交付金 +補助金 (E/A)	教員1人当 たり学生数 (A/B)
	H29 学生数 (A)	H29 教員数 (B)	運営費 交付金 (C)	施設整備費 補助金 (D)	計 (E=C+D)	運営費 交付金 (F)	附属病院 貸付金 (G)	運営費 交付金 (H)	施設整備費 補助金 (I)				
府大法人	7,710	631	9,697	2,070	11,767	—	—	1,146	2	12,915	1,258	1,526	12.2
市大法人	8,211	719	10,855	913	11,768	2,764	1,000	—	—	15,532	1,322	1,433	11.4
合計	15,921	1,350	20,552	2,983	23,535	2,764	1,000	1,146	2	28,447	1,291	1,478	11.8

（注）学生数、教員数はH29年5月時点（院生含む）

参考資料6 . 設立団体の協議体制（運営協議体制）

	A) 一部事務組合	B) 広域連合	C) 協議会	D) 機関等の共同設置	E) 機関設置なし
制度概要	 <p>・事務の一部を共同して処理するため設置する特別地方公共団体 (地自法§284～291)</p> <p>・主な事務：ごみ処理、し尿処理、消防</p>	 <p>・広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体 (地自法§284、285の2、291の2～13)</p> <p>・主な事務：後期高齢者医療、介護区分認定審査</p>	 <p>・事務の一部を共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行う (地自法§252の2の2～252の6の2)</p> <p>・主な事務：消防、広域行政計画等</p>	 <p>・行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する (地自法§252の7～252の13)</p> <p>・主な事務：介護区分認定審査、公平委員会</p>	 <p>(地自法の規定なし)</p>
	地独法123条に基づき設立団体の長が協議する				
他大学の事例	名桜大学 (名護市ほか11町村)	公立はこだて未来大学 (函館市ほか2市町)	公立鳥取環境大学 (鳥取県・鳥取市)	—	—
府市の事例	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	関西広域連合 大阪府後期高齢者医療広域連合	大阪府・大阪市特別区設置協議会	副首都推進局	大阪産業技術研究所 (府産技研・市工研)
主な論点と検討状況					
府市の関与組織運営	<ul style="list-style-type: none"> 府市の権能が一部事務組合に引き継がれ一元化される 議会など運営(業務・費用)の増加 両議会の関与が間接的 	<ul style="list-style-type: none"> 府市の権能が広域連合に引き継がれ一元化される 議会など運営(業務・費用)の増加 両議会の関与が間接的 	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定のプロセスが明確 設立団体の事務の一部が協議会に一元化 意思決定の場が協議会に一元化される 両議会の関与が直接的 	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定のプロセスを柔軟に対応 設立団体の事務組織の一元化 両議会の関与が直接的 	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定プロセスを柔軟に対応 設立団体の事務が分散 両議会の関与が直接的